

令和2年9月9日  
公益社団法人日本漫画家協会

## 図書館関係の権利制限規定の見直しに関する意見

現状のコロナ禍により、図書館などの利用が極端に制限される中、限定的な運用で知る権利の保障を図ることは喫緊の課題であり、著作者団体としても可能な限りの協力をすべき局面である。ただ、以後の運用全般にかかる権利制限規定については「著作者の利益を不当に害さない範囲」など最低限の要件は慎重に設定していただく必要がある。

### 【検討課題及び論点】

- 1. 絶版等資料へのアクセスの容易化** 漫画という分野では近年電子化された商業利用が充実してきており、相当程度の作品は利用者が入手できるという環境が整いつつある。とは言え絶版状態の作品などが皆無というわけではなく、入手困難な作品も依然として現存している。こういった状況は改善されることが望ましい。また、知る権利の保障は文化的にとっても大切な課題ではあるが、デジタルデータの簡便さにより公衆送信利用や複製が過度に行われ、現行制度で保たれてきた著作物利用の健全なバランスを大きく毀損することはあってはならない。単なる無償使用の対象としないためにも、アーカイブ作品をはじめとするあらゆる漫画作品の電子化と流通は、著作者団体としても積極的に取り組む必要がある。
- 2. 送信の形態** 補償制度や要件など今後の内情によるが、漫画という分野が研究目的で大量にかつ全体として複製や公衆送信が必要であるケースが想起しにくく、必要最小限の範囲で設定すべきとしたい。国会図書館デジタル化資料限定送信に関する合意事項など踏まえて判断する。
- 3. 図書館資料の送信サービスについて** 先に挙げた補償金請求権や要件などで検討可能かどうか判断する。従来図書館という施設で保証してきた知る権利への施策は「現物を特定の場所に出向いて利用する」という物理的な制限がかかっており、そのことによって著作物の市場に対する影響を適度に保ってきた。それだけに単にデジタル化を理由として権利制限を拡大すれば良いものではなく、まして家庭などでの利用までを視野に入れた極端に利便に傾いた議論は、それに見合った補償金制度などと並行してなされなければならないし、複製や保存の技術的制限など課題も多い。そもそも図書館がそこまでのサービスをする必要があるのかも含め慎重に議論を進めてほしい。
- 4. 電子出版等の市場との関係** 基本的に電子配信されている著作物に関してはそれを利用することを原則に、絶版、オーファンワークスなど著作者として利用可能にした方が望ましい事象に関して、市場利用が可能になるよう整備を心掛ける。欠品なく利用しやすい環境の構築は、著作物の利用には相応の対価を、としている我々著作者の責務である。

### 【絶版の定義について】

一般的な漫画単行本の場合、漫画家や編集者の間で使われている「絶版」という言葉は、「独占的な出版契約の期間を終えた後、著作者か出版社のどちらかが出版契約を打ち切る宣言をすることによって、それ以上出版されなくなることを指している。これは多くの出版契約書に「自動更新」の条項があるからで、すなわち法律用語とは若干異なっている。

SNSでも同様の認識であって、今回の見直し案がこのままネットで公開されれば、著作者や読者を中心にネガティブな反応が出て無駄に炎上する可能性がある。そこで例えば、「流通外作品（アウトオブコマース）」と改称し、そこから新たな議論を始めることによって、現場との認識の差異を減らしていくことを提言する。